

宅地建物取引士資格登録等について

第1 登録できる方

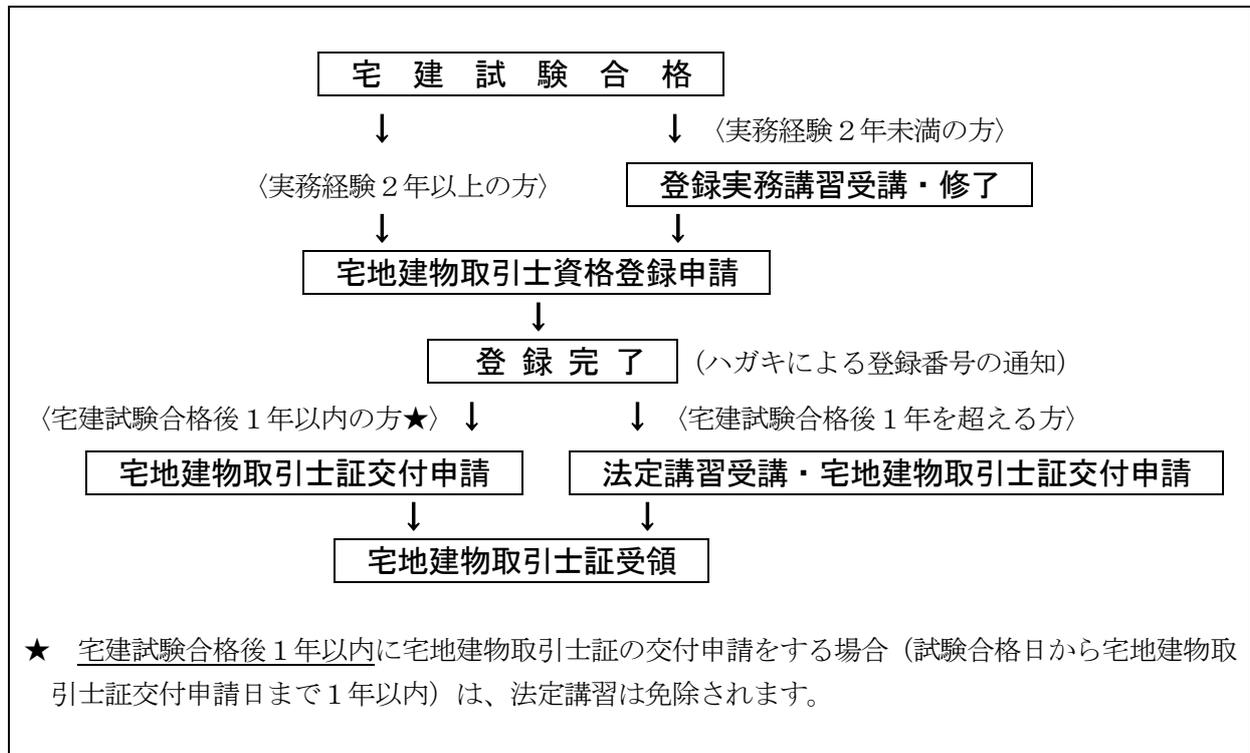
試験に合格した方で、宅地建物取引業法（以下「業法」という。）第18条第1項に規定する実務経験（国土交通大臣が同等以上の能力を有すると認めた場合も含む。）を有し、かつ、同項各号に掲げる欠格要件に該当しない方が登録できます。

業法第18条第1項の実務経験を有する者とは、次のいずれかの一つに該当する方です。

- ① 宅地建物取引業の実務（一般管理業務は除く。）の経験が2年以上である者
- ② 国土交通大臣の登録を受けた宅地又は建物の取引に関する実務についての講習（以下「登録実務講習」という。）を修了した者
- ③ 国、地方公共団体又はこれらの出資により設立された法人において宅地又は建物の取得又は処分の業務に従事した期間が通算して2年以上である者

第2 手順の手順

宅建試験の合格から宅地建物取引士証の受領までの手順は、次のとおりです。



第3 登録申請の手続

1 申請方法

お住まいの市町村を管轄する建設事務所の窓口にて、申請者自身が所定の申請書等を持参の上、申請してください。県外居住の方は建築指導課に直接郵送でも結構です。

2 登録手数料

37,000円分の福島県収入証紙

県庁及び各県合同庁舎内の売店等で販売しています。県外居住の方は、福島県庁消費組合県庁内売店（電話番号：024-522-0565）にお問い合わせください。

3 提出書類

(1) 登録申請書（様式第五号）

記入に当たっては、申請書の「備考」欄をよく読み、黒色のボールペン等で記入してください（摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。）。

住所及び本籍地コードについては、地方公共団体情報システム機構のホームページ（<https://www.j-lis.go.jp/index.html>）に掲載されています。インターネットを利用できない場合は、建設事務所窓口で確認の上、記入できます。

(2) 誓約書（様式第六号）

業法第18条第1項第3号から第12号までに該当しないことを誓約する書面です。

(3) 身分証明書〔身元証明書〕（「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者」に該当しない旨並びに破産者に該当しない旨の証明書）（4ページ参照）

ア この証明書は、本籍地の市区町村において発行されます。取得の方法については、本籍地の市区町村にお尋ねください。

イ 発行日から3か月以内のものが必要となります。

ウ 外国籍の方は、成年被後見人等に該当しないことを誓約する書面の提出が必要となります。詳細は建設事務所窓口にて御確認ください。

(4) 登記されていないことの証明書（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書）

ア この証明書は、全国の法務局・地方法務局（本局）の窓口で発行されます。くわしい申請手続については、各法務局にお尋ねください。

イ 発行日から3か月以内のものが必要となります。

ウ 外国籍の方もこの証明書の提出が必要となります。

(5) 住民票の抄本

ア 申請者本人のみ記載のもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないも

ので、発行日から3か月以内のものが必要となります。

イ 本籍地、続柄の記載は不要です。

ウ 外国籍の方が必要とされる記載事項は、建設事務所窓口でご確認ください。

(6) 合格証書の原本（提示のみ）及び提出用の写し

ア 合格証書の氏名に変更があった場合には、戸籍抄本も必要です。

イ 郵送で申請する方は、カラーの写しを提出してください。

(7) 登録申請書用顔写真（申請書に貼り付けること。）

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景で、縦3cm×横2.4cm（顔の大きさ2cm程度）のカラー写真（劣化した写真や不鮮明な写真は不可）

(8) 登録に必要な実務経験を証する書面（以下の①～③のうち、あなたが該当する書類を提出してください。）

① 実務経験2年以上の者 → 実務経験証明書

このほかに関係資料の提出を求める場合があります。

② 登録実務講習修了者 → 登録実務講習実施機関の発行する登録実務講習修了証

③ 国又は地方公共団体等において宅地建物の取得又は処分の業務に従事した期間が2年以上の者 → それぞれの機関が発行する証明書

(9) 従業者証明書の原本（提示のみ）及び提出用の写し

ア 申請時に宅地建物取引業に従事している方のみ必要となります。

イ 郵送で申請する方は、カラーの写しを提出してください。

第4 その他の注意事項

1 実務経験証明書について、登録通知後、事実と相違することが判明した場合は、登録消除処分となります。この場合、故意に虚偽の証明を行った宅地建物取引業者は、監督処分を受けることになります。

2 登録は、ハガキで通知します。

3 試験合格後1年以内に宅地建物取引士証の交付を受けようとする方は、登録の通知を受けた後に交付申請していただくことになります。

4 未成年者の方は、自ら宅地建物取引業を営む場合や婚姻により成年者とみなされる場合等以外は登録できません。詳細は、担当窓口にお尋ねください（別途必要書類あり。）。

(参考)

「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」について

宅地建物取引業法等の改正に伴い、令和元年9月14日から成年被後見人又は被保佐人であることが欠格事由ではなくなり、申請者が宅地建物取引士の事務を適正に行う能力を有するかどうかを個別に審査することになりましたが、福島県においては、登録申請時の提出書類として、成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」が必要です。

これらの証明の証明事項及び証明機関については、次の表を参考にしてください。

| 証明事項 | 身分証明書 | 登記されていないことの証明書 |
|----------------------------|--|--|
| | 〈証明機関〉 本籍地の市区町村 * 手続についてはそれぞれの市区町村へお問い合わせください。 | 〈証明機関〉 東京法務局民事行政部後見登録課 及び全国の法務局・地方法務局戸籍課(東京法務局戸籍課、支局・出張所は除く。) * 手続については各法務局へお問い合わせください。 |
| 成年被後見人 | △ (市区町村により取扱いが異なる。) | ○ |
| 成年被後見人とみなされる者 (従前の禁治産者) | ○ | × |
| 被保佐人 | × | ○ |
| 被保佐人とみなされる者 (従前の準禁治産者) | ○ | × |
| 破産者 | ○ | × |

注：外国籍の方について

- ① 「身分証明書」は発行されません。登録手続の際に、都道府県によっては、「身分証明書」に代わるものとして、「住民票」や「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者ではなく、かつ、破産者でもない」ことの誓約書等の提出が求められる場合があります。
- ② 「登記されていないことの証明書」は発行されます。全国の法務局・地方法務局(支局・出張所は除く。)発行の「登記されていないことの証明書」が必要となります。

注：これらの証明書が提出できない場合、宅地建物取引士の事務を適正に行う能力を有する旨を記載した医師の診断書が必要となります。その際は事前に御相談ください。

(第二面)

証 紙 欄

(消印してはならない)

備考

- ① 申請者は、※印の欄には記入しないこと。
- ② 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ③ 「生年月日」、「認定年月日」及び「合格年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

| | | | |
|---|---|---|---|
| H | — | 0 | 1 |
|---|---|---|---|

 年

| | |
|---|---|
| 0 | 8 |
|---|---|

 月

| | |
|---|---|
| 2 | 3 |
|---|---|

 日

[平成元年8月23日の場合]

| | | | |
|---|----|---|----|
| M | 明治 | H | 平成 |
| T | 大正 | R | 令和 |
| S | 昭和 | | |

- ④ 「性別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ⑤ 「住所市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。

*注:「市区町村コード」は、当該コード6桁のうち、左5桁を記入して下さい。

- ⑥ 「住所」の欄は、⑤により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、住民票のとおり、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 霞 | が | 関 | 2 | 丁 | 目 | 1 | 番 | 3 | 号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

- ⑦ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ—(ダッシュ)で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0 | 3 | — | 5 | 2 | 5 | 3 | — | 8 | 1 | 1 | 1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

- ⑧ 「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により本籍の所在する市区町村のコードを記入すること。

なお、外国籍の場合には、

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 9 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|---|---|---|---|---|---|

 と記入すること。

*注:「市区町村コード」は、当該コード6桁のうち、左5桁を記入して下さい。

- ⑨ 「本籍」の欄は、⑧により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、戸籍のとおり、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

(記入例)

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 霞 | が | 関 | 式 | 丁 | 目 | 壱 | 番 | 参 | 号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

- ⑩ 「免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例)㊷に従うこと。

(記入例) ㊶

| | |
|---|---|
| 0 | 0 |
|---|---|

 (5)

| | | | | | |
|--|--|--|---|---|---|
| | | | 1 | 0 | 0 |
|--|--|--|---|---|---|

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

㊷

| | |
|---|---|
| 9 | 9 |
|---|---|

 ()

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|---|
| | | | | 5 | 0 |
|--|--|--|--|---|---|

 [国土交通大臣届出第50号の場合]

| | | | | | | | |
|----|--------|----|--------|----|--------|----|-----------|
| 00 | 国土交通大臣 | 16 | 富山県知事 | 32 | 島根県知事 | 51 | 北海道知事（石狩） |
| | | 17 | 石川県知事 | 33 | 岡山県知事 | 52 | 北海道知事（渡島） |
| 02 | 青森県知事 | 18 | 福井県知事 | 34 | 広島県知事 | 53 | 北海道知事（檜山） |
| 03 | 岩手県知事 | 19 | 山梨県知事 | 35 | 山口県知事 | 54 | 北海道知事（後志） |
| 04 | 宮城県知事 | 20 | 長野県知事 | 36 | 徳島県知事 | 55 | 北海道知事（空知） |
| 05 | 秋田県知事 | 21 | 岐阜県知事 | 37 | 香川県知事 | 56 | 北海道知事（上川） |
| 06 | 山形県知事 | 22 | 静岡県知事 | 38 | 愛媛県知事 | 57 | 北海道知事（留萌） |
| 07 | 福島県知事 | 23 | 愛知県知事 | 39 | 高知県知事 | 58 | 北海道知事（宗谷） |
| 08 | 茨城県知事 | 24 | 三重県知事 | 40 | 福岡県知事 | 59 | 北海道知事（オホ） |
| 09 | 栃木県知事 | 25 | 滋賀県知事 | 41 | 佐賀県知事 | 60 | 北海道知事（胆振） |
| 10 | 群馬県知事 | 26 | 京都府知事 | 42 | 長崎県知事 | 61 | 北海道知事（日高） |
| 11 | 埼玉県知事 | 27 | 大阪府知事 | 43 | 熊本県知事 | 62 | 北海道知事（十勝） |
| 12 | 千葉県知事 | 28 | 兵庫県知事 | 44 | 大分県知事 | 63 | 北海道知事（釧路） |
| 13 | 東京都知事 | 29 | 奈良県知事 | 45 | 宮崎県知事 | 64 | 北海道知事（根室） |
| 14 | 神奈川県知事 | 30 | 和歌山県知事 | 46 | 鹿児島県知事 | | |
| 15 | 新潟県知事 | 31 | 鳥取県知事 | 47 | 沖縄県知事 | | |

- ⑪ 「実務経験に関する事項」の「商号又は名称」の欄は、左詰めで記入すること。
- ⑫ 「実務経験に関する事項」について記入しきれないときは、欄外に必要事項を記入し、「合計」の欄は、欄外に記入した実務経験を含めて記入すること。
- ⑬ 「期間」の欄は、それぞれ、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 |
|---|---|---|---|---|---|---|

 ～

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H | 0 | 2 | 1 | 2 | 3 | 1 |
|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | |
|---|----|---|----|---|----|
| S | 昭和 | H | 平成 | R | 令和 |
|---|----|---|----|---|----|

[平成元年11月3日から平成2年12月31日までの場合]

- ⑭ 「認定コード」の欄は、下表より該当する認定の内容のコードを記入すること。

| | |
|---|--|
| 1 | 国土交通大臣の登録を受けた宅地又は建物の取引に関する実務についての講習を修了した者 |
| 2 | 国、地方公共団体又はこれらの出資を伴い設立された法人における宅地又は建物の取得、交換又は処分に関する業務に主として従事した期間が通算して2年以上である者 |
| 3 | 上記に掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地建物取引業法第18条第1項に規定する宅地又は建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有する者と同等以上の能力を有すると認めた者 |

- ⑮ 「合格証書番号」の欄は、右詰めで記入すること。
- ⑯ 業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項の「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めで記入すること。

実務経験証明書

| 実務経験先及び在職期間 | | (フリガナ) 被証明者氏名 | |
|-------------|------------------------------|------------------|----------------------|
| 免 許 証 番 号 | | 免許証番号 | 国土交通大臣 知事 () 第 号 |
| 商号又は名称 | | | |
| 職 務 内 容 | | 商号又は名称 | |
| 従業者証明書番号 | | | |
| 在 職 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 月間 | 代表者氏名 | |
| 免 許 証 番 号 | | 免許証番号 | 国土交通大臣 知事 () 第 号 |
| 商号又は名称 | | | |
| 職 務 内 容 | | 商号又は名称 | |
| 従業者証明書番号 | | | |
| 在 職 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 月間 | 代表者氏名 | |
| 免 許 証 番 号 | | 免許証番号 | 国土交通大臣 知事 () 第 号 |
| 商号又は名称 | | | |
| 職 務 内 容 | | 商号又は名称 | |
| 従業者証明書番号 | | | |
| 在 職 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 月間 | 代表者氏名 | |
| 免 許 証 番 号 | | 免許証番号 | 国土交通大臣 知事 () 第 号 |
| 商号又は名称 | | | |
| 職 務 内 容 | | 商号又は名称 | |
| 従業者証明書番号 | | | |
| 在 職 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 月間 | 代表者氏名 | |
| 在職期間計 | | 年 月間 | |

備 考

- 1 証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者（法人であるときはその役員）であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明すること。
- 2 証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。
- 3 実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。

誓 約 書

私は、宅地建物取引業法第18条第1項第3号から第12号
までに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名

知 事 殿